

○県有林境界線経営計画実施要領

(昭和 37 年 5 月 2 日)

1 目 的

県有林の周囲境界線の実態を団地別に調査し、境界線を管理の難易の度合いにより三分類し、県有林の境界管理を集中的効率的に実施するため境界管理図を作成する。

2 分類の基準

第 1 種境界線

第 2 種、第 3 種以外の境界（特に境界管理が困難なもの）

第 2 種境界線

地形界ではないが道路、土るい、防火線等で一応明確に区画されている境界

第 3 種境界線

地形界で明確に区画されている境界

3 分類調査方法

- (1) 境界簿および施業図を利用して、2 の分類基準により、過去における設置記録および現地調査結果にもとづいて、周囲境界線を分類するものとし、施業図上で境界線を下記の色別により区分し境界管理図を調整する。

境界管理図には、既設の土塚、石標、土るい、防火線の位置延長を明示する。

第 1 種境界線……赤

第 2 種境界線……緑

第 3 種境界線……茶

- (2) 境界延長

境界線の延長は、境界簿より種類別に集計して算出するものとする。

この場合の管理境界線の距離延長は、現実に踏査に要する距離とし、斜距離を集計する。

4 標識類の設置

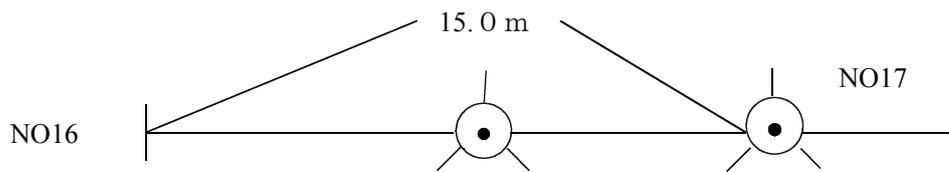
境界標識の種類は、石標、土塚、標示板の三種類とし、それぞれ次の基準によって境界線上に設置するものとする。

境界線上に設置出来ないときは、必ず既知点からの関係位置を境界標識見取図に記載して、境界管理図に付して保存するものとする。

- (1) 土 塚

土塚は原則として第 1 種境界線に集中的に設置する。設置箇所は、境界簿より検測した測点に土塚中心を一致せしめて設置するものとし、土塚番号は、測点番号をもって表示する。

地形、地質の関係で測点上で設置出来ないときは、二測点間の間点に次の如く表示して設置する。



土塚番号 16a (6.0 m) ————— 例

(2) 石 標

石標は純県有林を対象として設置するものとし、設置箇所は図根測量および空中三角測量の基準点に設置する。

(3) 標 示 板

標示板は、団地の進入口等、入出者の常時発見しやすい必要箇所に掲示するものとし、その間隔は200mを基準とする。

土塚、石標、標示板の規格については、昭和37年5月2日付、林政第683号の規格によって実施する。